

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の  
一部改正案に係る  
市議会意見と市の検討結果

| 意見<br>番号 | 意見の分類<br>(該当のページ、項目など) | 意見の内容                                                                                                                                                                                      | 市の検討結果                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 【全体】                   | 例えば民間保育所の認可は県です。何か不適當なことがあれば、行政指導をして是正をさせていくというのは、第一義的には、県や市等自治体の役割です。オンブズパーソンに丸投げではなくて、きちんと自治体として責任を取っておかなければいけないと思います。                                                                   | <p>民間の保育所に対しての指導は所管行政庁が行うことが第一義となりますので、オンブズパーソンに指導を委ねるものではありません。</p> <p>一方で、子どもや保護者から人権侵害の救済申し立てがオンブズパーソンにあった場合、オンブズパーソンが事業者その他の団体に対し、調査等の協力を求めることが想定されますので、努力義務規定を設けるものです。</p> <p>また、オンブズパーソンが是正または改善の必要があると判断した場合には、関係する市の機関に対して勧告や意見表明等を行うほか、事業者その他の団体に対しても、是正等の要望を行うことで、適切な措置を求めることになります。</p> |
| 2        | 【全体】                   | 今回の条例改正というものは、行政だけでなく、地域全体で子どもの人権を守るんだというふうな形の方角転換とも読めるわけですが、全体として、今回の条例改正を市としてどのようなメッセージとして捉えているのかということを表現していただけないでしょうか。                                                                  | 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要があるため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することで、実効性を高めていきたいと考えています。                                                                                                                                                                         |
| 3        | 【全体】                   | 子ども本人がアクセスしやすくなるのかというところに重点を置いていただきたい。子どもが実際に相談しやすくなるのかというところに、ぜひポイントを置いていただいて、意見聴取をしていただきたいと思います。                                                                                         | <p>子どもたちには、学校園所を通じてリーフレットや電話相談カードを配付したり、子どもの人権学習会に出向いたり、市役所見学会において対面でPRを行うなど、子ども本人が相談しやすくなるような広報・周知活動を行っています。</p> <p>また、パブリックコメントの実施については、広報誌、ホームページ、SNS等で広く周知しています。</p>                                                                                                                          |
| 4        | 【全体】                   | <p>民間事業者がたくさん入ってきたという背景も理解するところですが、入ってくる際に、民間事業者に対して、このオンブズパーソン条例があるから、オンブズから協力依頼があったときは協力するようにということもしっかり伝えて、誘致されてきたのかどうか。</p> <p>また、今回の条例改正が行われる際に、改めて事業者と事前に話をされてきたのかというところを教えてください。</p> | <p>誘致等の際に、事業者その他の団体に対して、オンブズパーソンの職務への協力について、事前に説明を行っておりませんが、事業者その他団体に新たな努力義務を課することになるため、今回の条例改正に際し周知を図ってまいります。</p> <p>また、パブリックコメント実施の際には、担当課を通じて、市内の就学前教育・保育施設や各地域クラブ、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス、児童発達支援施設など、子ども施策に関わる事業者等の皆様にも、当該パブリックコメントにかかる資料を配布し、周知しました。</p>                                      |

| 意見<br>番号 | 意見の分類<br>(該当のページ、項目など)                           | 意見の内容                                                                                                                                                                                                        | 市の検討結果                                                                                                                                                                                               |
|----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5        | 【全体】                                             | 事業者その他の団体の特出ししたいということであれば、あえてその定義をすることは必要ないと思いますが、最初に市民等とでてくる総則（第2条第2項）のところに、事業者その他団体を含む市民等と規定しておけばいいのではないかと思います。                                                                                            | 今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソン」の職務」に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。                                                                                               |
| 6        | 【全体】<br>個人情報保護法                                  | 事業者と利用者、対象者との間で個人情報の保護についての取り交わしがあります。一般的に情報提供をする場合は、横断的に情報を提供してもいいですよという契約はしています。ただ、事業者の中には、個人情報の取扱について契約を交わしていない事業者もあります。その点のリスクについて、どのような状況になっていますか。オンブズパーソンがどのように個人情報を得られるかは、事業者側にも規定があると思うので、確認させてください。 | オンブズパーソンは本条例に基づき個人情報の提供を依頼しますが、事業者側は個人情報保護法第27条に基づき、個人情報の提供を行います。個人情報提供について、リスクがあると考えられる場合には、本人の同意に基づいて提供してもらうことも考えられます。また、個人情報の提供を拒否された場合には、本人から開示請求により個人情報を取得してもらう方法も考えられます。                       |
| 7        | 【資料2 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について 表面】<br>②課題の3点目 | 条例第2条第2項では、市民の原則的な努力義務が明記されているにもかかわらず、資料2の「民間事業者等を主体として、オンブズパーソンの協力要請に対する努力義務を定めた規定はない」と言い切ることにすごく疑問を感じます。                                                                                                   | 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。<br>資料2の記述については、第6条のオンブズパーソンの職務、第12条第2項に基づく協力要請に対して民間事業者等が対応する規定の有無を明記したものです。                     |
| 8        | 【資料2 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について 表面】<br>①背景     | 子どもに携わる民間の事業所が増えてきたという説明がありましたが、市民の方に説明するときでも、市議会に説明するときでも結構ですので、組成の変化というのが、もし数字で分かるのであれば、それを示された方が説得性がより増すのかなと思いますので、数字も出していた方がいいのかなと思いました。                                                                 | パブリックコメントを実施する際には、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について」に、次の説明を追記しました。<br><br>※参考 民間就学前教育・保育施設数(認可外除く)は条例制定当時(平成10年)から令和8年にかけて8施設から36施設に増加、条例制定当時にはなかった民間児童発達支援事業所は30事業所に、民間放課後等デイサービス事業所は42事業所に増加(令和8年4月時点) |

| 意見<br>番号 | 意見の分類<br>(該当のページ、項目など)                                      | 意見の内容                                                                                                                                                             | 市の検討結果                                                                                                                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9        | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条 市の機関の責務<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務 | 第8条は「市の機関の責務」、第8条の2項は「事業者その他の団体の責務」となっていますが、第8条全体に係るものが市の機関の責務という形であって、2項というような形であると主語が変わってしまうという形になります。これは、条項を別途建てにすることが一般的ではないかと思いますが、いかがですか。                   | 条文における「○条の2」のような表記は、「枝番号」と呼ばれ、既存の条文を繰り下げずに新しい条文を間に追加する際の手法です。枝番号は付いていても独立した条文として扱われます。                                                                                                   |
| 10       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務                | 事業者その他の団体だけ特出しする必要があるのでしょうか。それであれば、この条例を今一度、市民に周知して、皆さんに理解していただいて、市の機関だけでなく、市民や事業者もみんな市全体として、こども・若者参加条例とともにやるんですよということを周知するほうがいいのではないですか。                         | 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中で、「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を追加することで、オンブズパーソンとの協力要請がより実効性の高いものとなると考えております。<br>また、実効性を担保するうえで、周知の強化が必要と考えており、広報誌、ホームページ、SNS等での周知を強化するほか、「こどもの権利を考えるシンポジウム」の開催を考えています。 |
| 11       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務                | 一条ずらすと大変なことになるということですが、条例全体を読んだときに、何が、誰が、どこに対してということが分かるようにしないといけないと思うので、整合性をとって見直し、形を整えるのが皆さんのお仕事ではないでしょうか。                                                      | 第9条として規定することも、第8条の2として規定することも両方とも考え方としてはありますが、他の条例に影響がある場合など、影響が大きい場合は「○条の2」とすることが一般的です。                                                                                                 |
| 12       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務                | 時代の変化に伴って条例改正をしていくということは、ありかなというふうに思っています。今までは、公権力に対しての縛りということで、これは義務を課すことができますが、事業者に対しては努力義務くらいしか課すことができないというのがあります。<br>やっぱり、変化に伴って、条例改正はやっていくものだという事を申し上げておきます。 | ご指摘のとおりです。                                                                                                                                                                               |

| 意見<br>番号 | 意見の分類<br>(該当のページ、項目など)                       | 意見の内容                                                                                                                 | 市の検討結果                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務 | 「事業者その他の団体」というのは、具体的にどの事業者とどの団体が該当するのか、明確にしておいていただきたい。                                                                | 子どもたちが関わる事業者や団体は、民間の教育機関だけではなく、商業施設や医療機関など、様々なものが考えられます。また、子どもたちが今後どのような事業者や団体と関わっていくことになるのかは、未知数です。そのため、どのような「事業者その他の団体」が該当するかについては、限定しかねるものです。 |
| 14       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務 | 努力義務だけで実効性はあるのかということを問いたいんですけども、条文では「努めなければならない」という形になっていますが、協力を拒まれた場合、オンブズパーソンとしてはどのように対応するのかということは想定されておられますか。      | 「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。協力を拒まれた場合には、関係する市の機関に対して意見表明をしたり、関係する市の機関がない場合には、重ねて要請していきます。                                     |
| 15       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務 | 市民だけれども市内で学んでいない子どもたちが、どういうふう to これを知って、しっかりと対応してもらえるのかは、事業者とか団体の責務というところをどう周知できるのかということだと思いますので、しっかりと伝えていってほしいと思います。 | 子どもの人権オンブズパーソン制度については、広報誌やホームページ、SNS等で広く周知しており、市民から相談があった場合には、市外の「事業者その他の団体」であっても、オンブズパーソンは子どもの権利擁護の「理念」を伝え、任意協力を求めています。                         |
| 16       | 【資料3 新旧対照表<br>4ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務 | この事業者という定義は、川西市内の事業者のみを対象にしているのですか。市民の子どもたちは市外にも行くことがあるんですけども、そのあたりどのように考えられているのかをお聞かせください。                           | 本条例の努力義務規定の対象は、市内の「事業者その他の団体」に限られますが、本市の子どもたちから市外の「事業者その他の団体」に関する相談があれば、オンブズパーソンはこれまでも任意協力を求めてきましたし、これからも求めていきます。                                |

| 意見<br>番号 | 意見の分類<br>(該当のページ、項目など)                                                          | 意見の内容                                                                                                                                                                                     | 市の検討結果                                                                                                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17       | 【資料3 新旧対照表<br>4・6ページ】<br>第8条の2 事業者そ<br>他の団体の責務<br>第12条 調査の方法                    | 第12条第2項の「調査の方法」のところで、オンブズパーソンは「市民等」に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる」となっています。今回の追加では「事業者とその他の団体」に留まっていますので、今回追加するところに市民も含めると、いわゆる求めることに対して答えなければならないというのが整うのではないかと思いますので、一度検討していただければと思います。 | 今回の条例改正は、オンブズパーソンの協力要請に対して、「事業者その他の団体」が協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けるものです。<br>オンブズパーソンが、子どもやその保護者も含まれる「市民」に対して協力要請をする場合は、第2条第2項の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定に依拠して協力を求めることになります。 |
| 18       | 【資料3 新旧対照表<br>6ページ】<br>第12条 調査の方法                                               | 『川西市子どもの人権オンブズパーソンハンドブック』のP88、P99に「『市民等』とは、原則的には条例第3条（定義）第3項に規定する市の機関を除くすべてのものをこれに含むものとし、本市の市民のほか、たとえば県立高等学校等の県の機関、民間の塾や施設等も含まれます。」とありますが、今回の条例改正で市民等の定義が変わってくるのではないですか。                  | 「市民等」につきましては、市の機関以外全てを指すと考えています。「市民」の部分では子どもや保護者などが含まれ、「等」の部分では「事業者その他の団体」が含まれます。今回の条例改正で、市民等の定義が変わるものではありません。                                                         |
| 19       | 【資料3 新旧対照表<br>6・7・8ページ】<br>第12条 調査の方法<br>第14条 市の機関への<br>通知<br>第15条 勧告、意見表<br>明等 | 第12条の「調査の方法」と第14条の「市の機関への通知」、第15条の「勧告、意見表明等」のところには、市の機関の責務ということは書いてありますが、市民等への努力義務に関してここには何も書かなくても整合性はとれるという判断ということでしょうか。                                                                 | 第12条は第1項が調査に係る市の機関への、第2項が市民等への協力要請の規定です。<br>一方、第14条も第15条も関係する市の機関に対する規定です。第8条の2で努力義務規定を追加したとしても、市民等に対する規定を設ける必要ありません。                                                  |
| 20       | 【資料3 新旧対照表<br>6・8ページ】<br>第12条 調査の方法<br>第16条 是正等の要望<br>及び結果通知                    | 「市民等」に対し、第12条では「資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる」、第16条では「是正等の要望を行うことができる」と既に書いてあるにも関わらず、さらに「協力、援助するよう努めなければならない」という条文を設ける必要があるのでしょうか。                                                          | 第12条は「調査の方法」、第16条は「是正の要望及び結果通知」の規定であり、主語がオンブズパーソンになります。要請を受けた側の努力義務の規定ではありませんので、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語とした規定を設けようとするものです。                                                 |